

父子・母子家庭の方や障がいのある 児童を養育しておられる方へ

次の制度がありますので、ご利用ください。

児童扶養手当

離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていないか、父親または母親が重度障がい者である場合に、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障がい状態がある場合には20歳未満）の児童を養育している方に支給されます。

支給されない場合

- ・ 児童または父・母・養育者が国内に住所がないとき
 - ・ 児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設等（通園施設を除く）に入所しているとき
 - ・ 父または母が婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係も含む）があるとき
- ※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得に応じて手当の一部または全部が支給されない場合があります。

現況届について

受給資格者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると、受給資格がなくなり、ますので必ず提出してください。

特別児童扶養手当

身体または精神に、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

支給されない場合

- ・ 児童または父・母・養育者が国内に住所がないとき
 - ・ 児童が、障がいを事由に年金を受け取ることができるとき
 - ・ 児童が児童福祉施設等の入所施設に入所しているとき
- ※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得により支給されない場合があります。

平成30年度手当支給額

児童扶養手当

（全部支給の場合）

対象児童1人（本体額）	月額42,500円
2人目の加算額	月額10,040円
3人目以降の加算額	月額6,020円

特別児童扶養手当

（対象児童1人につき）

1級	月額51,700円
2級	月額34,430円

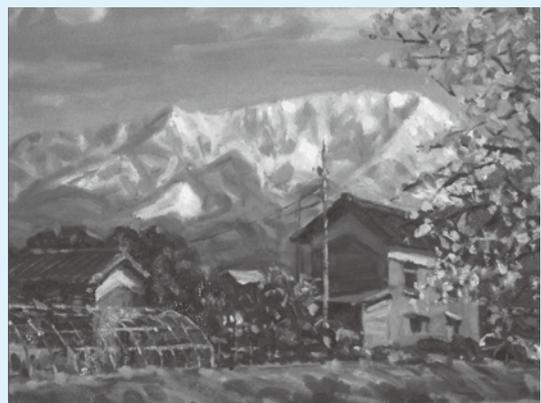
所得状況届について

受給資格者は、毎年所得状況届の提出が必要です。今年8月10日から9月11日までです。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなり、ますので、期限までに必ず提出してください。

◆問い合わせ先

福祉介護課

☎0859・54・5207



絵画展のご案内

大山公民館で、ビスタレ会員の『大山町の美しい風景』を描いた絵画展が開かれます。

《入場無料》

ぜひ、お出かけください。

◆期日

8月1日（水）～10日（金）

10時～17時

◆場所

大山公民館

※最終日は16時で閉館します。

